

平成18年度 第2回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成19年1月31日（水）午後6時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

〔委員〕 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、植松美由紀委員、村上岑子委員

〔事務局〕 吉田総務部長、椿原総務部参事（文書・統計担当）、同担当主査 日向、西澤、

〔説明員〕 宮崎雅年市民生活課長、同担当主査新岡研一郎、廣長秀和土木課長、松田裕地域活力政策室参事、伊藤英司税務課土地担当主査

傍聴者 0名

議 題 【諮問1】 地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用について（市民生活課）

【諮問2】 不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用について（土木課）

【諮問3】 空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外利用について（地域活力政策室）

配付資料

①会議次第

②諮問書～【諮問1】【諮問2】【諮問3】の（写）

③資料～資料1、資料2、資料3

○ 開会

【椿原参事】みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。開会の時間となりましたので、ただいまより平成18年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。はじめに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさん、今晚は、第2回目の審査会となります。矢吹さんは遅れるそうで、酒井さんは後ほど来るという事で、現在、3人出席しておりますので、審査会は成立しております。夜の審査会なので、効率良く進めていきたいのでよろしくご協力願います。

本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

○ 議事

【椿原参事】本日は、生活環境部市民生活課所管の「地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用」について、建設部土木課所管の「不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用」について、また、地域活力政策室所管の「空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外利用」についての諮問案件3件の、ご審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】 それでは、市長からの諮問を受けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【吉田総務部長】 市長、助役が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。（諮問書の朗読）

石市生第 233号

平成19年1月31日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の
目的外利用について（諮問）

近年、隣地から枝が張り出している、倒木の危険が発生している、構造物が強風により飛散する恐れがある等適正な管理がされていない不動産等を原因とした相談が、近隣住民及び町内会・自治会より寄せられています。こういった相談が寄せられる場合の多くは、不動産等の所有者が不動産等から離れた場所に居住しているため管理が行き届かないことから発生しています。

現在、市内各所では宅地開発から年数が経過し、空き家、空き地が増加しており、これらの問題に地域が対処しようとする際に、所有者が当初から変わっているケースが多数見受けられ、地域が所有している情報では対応できなくなっております。

また、地域が現在入手できる所有者等を特定できる情報として、不動産の登記事項が公開されていますが、登記した時点での所有者の住所が記載されており、それらの情報は経年経過のため所有者と連絡を取ることができる情報ではない場合が多数となっており、

地域が不動産等の所有者と連絡を取り問題を解決するためには、市が所有者の現住所に関する情報を収集・仲介し、当事者間で連絡を取り合える環境を整える必要があることから、別紙のとおり「地域と不在地主等との仲介事務取扱要綱」を定め、市が税務課所有の個人情報を利用することについて、個人情報保護条例第10条第5号の規定により貴審査会に諮問します。

石土木第 90号

平成19年1月31日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

不在地主等との連絡先調査に伴う税務課資料
の目的外利用について（諮問）

石狩市では、道路・河川・災害復旧事業等を調査・設計・実施する場合において、土地所

有者と連絡を取り、工事の説明や協議・承諾を得る必要があることから、不動産の登記事項により確認しています。

登記した時点での所有者の住所が記載されておりますが、それらの情報は経年経過のため所有者と連絡を取ることができる情報ではない場合が多数となっておりまして。所有者の所在地が不明なため連絡が取れない場合に対応するため、税務課所有の個人情報を利用することについて、個人情報保護条例第10条第5号の規定により貴審査会に諮問します。

石地活第 56 号

平成 19 年 1 月 31 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査
に伴う税務課資料の目的外利用について（諮問）

石狩市の花川北団地は、札幌のベッタタウンとして昭和 40 年代に開発されたもので、近年は、居住者の高齢化と住宅の老朽化などから、札幌市への転出などにより、人口減少・空家増加などの傾向が顕著になっています。

市では、こうした課題の対策について、昨年より地域連合町内会と意見交換を重ね、ひとつの対応策として、市が、町内会・不動産事業者と連携して、当該エリアの不動産情報の収集と転入希望者向けの積極的な情報提供を行うことで、増加傾向にある空家・空地の解消を図ることとしました。

本事業を取り進めるにあたっては、空家・空地の所有者に対する売買・賃貸等の意向確認が必要であり、係る意向調査を実施するため、税務課所有の個人情報を利用することについて、個人情報保護条例第10条第5号の規定により貴審査会に諮問します。

【向田会長】 それでは、事務局の方からこの諮問内容、資料等についてご説明願います。

【椿原参事】 それでは、事前に資料を送付し、検討をお願いしておりますが、諮問内容の一部変更及び1件の追加諮問案件がありましたので、あらたに資料を配布いたします。

配布資料の確認をいたします。会議次第、「地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用」の諮問書の写し、「不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用」の諮問書の写し、「空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外利用」の諮問書の写し、及び資料1、資料2、資料3. 以上の書類です。

諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

はじめに、「地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用」については、生活環境部市民生活課よりご説明いたします。つぎに、「不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用」については、建設部土木課よりご説明いたします。つぎに、「空家・

空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外利用」については、地域活力政策室よりご説明いたします。

【新岡主査】市民生活課の新岡です。よろしくお願いします。

私から「地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用」についてご説明申し上げます。市民生活課では、これまで地域からの相談について、個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定で、「個人の生命・身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において収集する時」について、緊急かつやむを得ない判断の場合について事務取扱いをしてまいりました。具体的相談は立木についての相談が多く、緊急性の判断が非常に難しく、又、緊急性にこだわると不足の事態に対応できないのではないかと懸念があり、対応に苦慮しております。又、空家の状態により、緊急性はないが防犯上心配である、あるいは、管理が行届き、不快である等の緊急かつやむを得ない状態かどうかについて相談がよせられ対応に苦慮しております。そのことから、資料1の事務取扱要綱にて、収集した個人情報の取扱方法を定め、事務取扱することについて審査します。資料1について説明します。「石狩市地域住民等と不在地主等との仲介事務取扱要綱」(案)ということで、第1条については、目的について示しています。第2条については、(1)で、要望する者、相談する者について定めています。(2)で、原因となる物件の所有者について定めています。(3)で、原因となる物件について定めております。第3条は、具体的事務について述べており、併せて、個人情報の取扱方法を表現しており、当事者が互いに、相手方に個人情報を知らせても良いという場合のみ、お互いの情報を知らせるという取扱いを定めております。第4条は、事務の開始する要件について述べております。緊急性にこだわると不足の事態に対応できない恐れがあることから、緊急性の基準を緩和しております。第5条は、照会先及び照会する方法について述べております。これらの取決めを基に、本人以外からの個人情報の収集を認めて頂きたい、よろしくお願いします。

【向田会長】ありがとうございます。第8条の収集の制限、第3項で実施機関は、個人情報を収集するときには、本人から収集しなければならない。ただし、第4号、「個人の生命、身体又は、財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において収集するとき」はこの限りではないという規定に基づいて、従来実施してきた。しかし、「緊急かつやむを得ない」といえるかということで、問題が発生しているので事前の段階から審査会の意見を聴いた上で、収集できるようにしたいというのが、今回の諮問の趣旨だと思います。どうぞご自由に意見等があれば。

【村上委員】疑問・懸念という部分に入りますが、説明にもあったように、緊急・生命に係ることで対処できないということが、一番問われると思いますが、目的、第1条の不在地主等が所有する不動産等の適正な管理を求める、その時の根拠ですね、そのところがやはり一番問題になると思います。それから、先ほど言ったようなことでは、なかなかできないということでは、問題が無ければ良いが、何か問題があった時はとにかく、

適正な管理を求めるといった地域住民からの要望が出てきた時の根拠を、法的にはどこと言ってとらえていいのか、懸念をもちました。

【向田会長】空家になっていて、木が茂みになってほっておくと台風の時などは、被害が出るなどを想定しているのではないですか。その時に所有者は、しっかりと管理して下さい。ということですね。

【村上委員】そういう現状ですけど、基になる根拠、民法第何条みたいなことは根拠としてありますね。

【向田会長】民法に相隣関係の規定がありますが、それに基づいて隣近所の方が要求する、そこ迄法律は認めていないと思います。

【村上委員】要求はしていないが、なぜ、そうしないといけないのか、地域住民という部分が自治会、整理の問題で自治会との対個人にでてくることになる根拠は何になるのか。

【新岡主査】自治会が出て来るケースとは、1人暮らしの女性の方が、隣の立木等について、危険性が有るといった場合、本人が名前を出したくないといったケースの場合、市が町内会長と相談して、所有者に市が直接指導できないので、町内会長が変わりに代表者として申し出て頂けないかお願いするなどです。

【向田会長】具体的に要望があって、表に市が出るのではなくて、自治会がお願いするなどが想定される。

【村上委員】地域住民というのは自治会組織だけでなく個人もですね。

【新岡主査】基本的には個人からの相談が多いです。但し個人からの場合、会長から代理で代表になって頂けないかと、こちらから持ちかけています。

【植松委員】かなりの不都合が発生しているので、このようなことになっていると思いますが、具体的にここしばらくの間でどのような事例があるのか教えて頂けますか。

【新岡主査】立木の例で、8月中旬に町内会長より、会員宅の隣地の立木が、当該者宅に覆い被さっており、個人の所有地であれば市が対処できないが、公有地のように思われるのため確認をお願いしたいとのことで申し出が有り、現地を確認したところ、実際に住宅に枝が侵入している状態、又、電線にも完全に覆っている状態であり、台風のシーズンが近いことから電線が断線の危険性があると判断、現地が市有地でないことが判明し、現況から被害が及ぶ危険性・緊急性が有ると判断し、税務課に所有者を照会。町内会長へ、会長の氏名・住所・電話番号の伝達が可能かを確認し、当該土地所有者へ町内会長から要望があること、現況から緊急性が高いことを書面にて通知、その後、土地所有者より市に連絡が有り、会長と話し合いを進めて処理をする。12月末、町内会長より、11月中に伐採が完了した旨連絡をうけました。本当に危険性が有るのかとの判断が難しい。実際に同じケースで、30メートルほどの立木が実際に倒れれば住宅、電線にもかかるだろうということだが、実際に倒れるかどうか判断がつかない。危険性との判断が非常に難しいということで拡大をお願いしたい。

【植松委員】30メートルの立木が実際に倒れるかどうか解らないが、所有者がいた場合

は、話し合いを持つということに判断になるのですか。

【新岡主査】話し合いを持って判断をすることになります。

【向田会長】所有者が判らない場合は、先程言った話となりますね。

【新岡主査】所有者が判らないので話のしようがないということで、市役所に相談に来るので、何らかの手を打たなければならない。対応しないでいて、被害に遭った場合、市が対応してくれないからだろうと言う話になると問題になります。

【向田会長】この場合、あくまでも地元からの要求が有るということですね。

【新岡主査】地元から要望が有って、名前を出して責任を持って対応できる、本人が名前を出しても良いという場合において対応している。

【村上委員】全体的には、不在地主に対して困る状況は理解できるのですが、根拠がはっきりしない。適正な管理を求める地域住民からの要望という根拠の部分が、私としては、これが広く使われると困ることもあるのではないのかなと思ったりもしましたが、自治会としてもある意味、複数で協議した中で行われることだと思いますし、概ね良いのかなと思いましたが、その部分が一番気になりました。

【向田会長】拡大解釈されては困るということですね。

【村上委員】拡大解釈されたら、大変なことになると思いました。

【向田会長】くれぐれも拡大解釈のないように。要綱には、書くわけにはいかないが、このような意見があったことを付け加えます。

【向田会長】要綱、第7条は、市民生活課長が定めるということにしているのですか。他の要綱でもそうですか。

【宮崎課長】これまでも、そのような形で行って来ております。

【村上委員】第4条（3）の、地域住民との生活環境を害し、又は、その恐れがある時。これも非常にあいまいで、ただこの表現だけ持ってきて、どうのこうのと言うのは、私としては、こういうことで良いのかな、という気もした。前段の部分で生命の危険が有り、という部分もありますので、そこで、決まってくればいいのかと思うが、要綱だけ見た時に、この表現は非常にこれだけでいいのかと思いました。

【新岡主査】その辺が非常に心配な部分が有りまして、第3条で、直接個人情報を公開するのではなく、あくまでも、その状態を通知いたします。その状態をご本人も、これは、対応しなければならないだろうとの判断があれば、こちらに依頼が有りますので、その時点で名前を教えてもいいということであれば、お教えしますし、その辺は、所有者の方に判断を投げる形となります。強制力を持つ市役所が、何々をしなさいと言うことではなく、その判断を所有者にして頂くということが前提となっています。第3条の方で、その辺も絡めてご了解をということです。

【村上委員】丁寧に、両方に係って仲介という、本当に細やかなことを要求され、覚悟を持って行かなければいけないことだと、私は思います。

【向田会長】非常に危険なことで、解決のできないことは、行政代執行などを行うのです

か。

【新岡主査】今の所はないです。

【向田会長】それでは、議論の尽きたところで、この諮問に是認の回答をしたいと思えます。それでは、次の２番目の説明をお願いします。

【廣長課長】土木課の廣長です。それでは、私から「不在地主等との連絡先調査に伴う税務課資料の目的外使用」について説明いたします。道路・河川災害復旧事業等を調査・設計・実施する場合で、土地所有者へ連絡して工事説明・協議・承諾を得る必要があるが、不在地主で連絡先が不明のため、税務課資料により連絡先調査をするため。まず、事例１としまして、空き地の場合、出入りする取付道路を設置します。通常はすでに取付道路がっていますが、設計段階では、その位置の確認、工事では道路排水等を整備するため、一度通行止めになるので、土地所有者と連絡を取り、工事説明や承諾、日程調整を必ず行なっているため。事例２としまして、空き地の場合、市街地では将来の車等の出入りのため歩車道縁石を低下しています。工事の段階で宅地の将来の利用を見越して、土地所有者と協議し縁石を低下する場所の承諾を得るため。事例３としまして、道路工事で歩道整備を行なう場合、空き地宅盤と歩道との間に段差が生じます。その場合土地境界杭の高さ調整や法こぼし等で段差を解消します。土地境界杭は土地所有者の承諾を得ないと施工できず、法こぼしについても同様です。故に土地所有者とは必ず連絡をし、協議しているため。事例４としまして、災害復旧工事の場合、緊急性が求められるため、速やかに土地所有者と連絡・協議する必要があるため。事例５としまして、河川工事の場合、河川周辺土地所有者と連絡・協議及び承諾を得る必要があるため。

【植松委員】土地所有者が変わった場合には、土地台帳の名前は変わらないのですか。

【伊藤主査】税務課の伊藤です。私からご説明します。登記上の所有者が変更された時は、登記書が市町村長に対して法務局より変更の通知がされます。それに基づいて石狩市の土地台帳を変更することになります。さらに、課税台帳の所有者住所も変更となります。登記後すぐの場合は、先程の説明となりますが、土地台帳は、登記の時に登記された住所がそのまま放置されてしまうケースが多くあります。登記上のままで、連絡を取ると連絡がとれない場合が多くあります。

【植松委員】修正作業がスムーズにされる方法が有るのでは。

【伊藤主査】私の方では、本来、登記の趣旨に基づいて、住所が変わった場合には、すぐに登記事項の変更をして頂くというのが、一番良いことだが、現実には所有者の方が行っていないのが現実として有ります。

【植松委員】それは問題ですね。

【伊藤主査】固定資産税の納税通知書を発送している関係で、定期的に発送させて頂き、それに基づいて転居先等を把握させて頂き、課税台帳には、現在の住所が記載されております。

【村上委員】これを聞いて、個人情報保護法の無い段階ではどうしていらしたのですか。

自由に使っていたのですか。

【廣長課長】土地台帳で調べて解らない場合は、税務課に教えて頂いていました。

【伊藤主査】先ほど、市民生活課の個人の生命・身体・財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる条項という事で、判断させて頂き教えておりましたが、この条項が適切かどうか内部で協議をしまして、今日改めて提出させて頂きました。

【廣長課長】災害の時には、災害現場近く迄行くのに公道が有れば良いが、民有地だと所有者との協議が必要となるケースが多々ありますので。

【向田会長】事例としては緊急性が有りますが、従来行われて来たことではあるが、個人情報保護法もできておりますので、そのルールに則って今後進めていきたいとの趣旨でありますね。どうですか、よろしいですか。

【村上委員】良いとは思いますが、実際行っていく段階では、この審査会通过って諮問第1案、第2案を行っていくことですね。あとは、事務取扱要綱に沿っていくという事ですね。

【向田会長】事務取扱要綱は第1の諮問案件だけで、今の案件については、従来行って来たことを今回、ここです承して頂き、実行していきたいということです。ここで諮ったということでもよろしいですか。それでは、この諮問につきも是としたいと思います。

つづいて3番目の「空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外使用」について、説明をお願いします。

【松田参事】地域活力政策室の松田です。それでは「空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外使用」について私から説明します。資料を基に説明します。花川北団地は、札幌のベッタタウンとして昭和40年代に開発が進められ、昭和50年から募集が開始されました。一定の世代に集中する居住者は高齢化が進み、住宅についても老朽化が目立っていることから、近年、都市型マンションへの転居などにより、この地域は中心市街地であるが、人口減少・空き家増加・高齢化などの傾向が顕著になっています。数字で言いますと花川南エリアで10年前と比べて横ばい程度の推移、花川北のエリアでは、1万5～6千人いたが、1万3千人と、人口比率で15%の減少となっている。空き地・空き家の増加は、地域活力の喪失・環境悪化を招く要因となることから、その改善に向けた方策を考えて欲しいと市に地域町内会等から寄せられている。議会においても、これらの対策を求める意見が出されており、市としても何らかの対策が必要と判断。平成18年9月から12月にかけて、市と花川北連合町内会役員との間で3回の会合を持ち、当該エリアの人口の流入促進（流出抑制）に向けた取り組みについて意見交換。当面、空家・空地の解消に向けて、必要な対応をしていこうと考えています。不動産取引は、市町村が単独で仲介ができないため、不動産業等と連携を取りながら進めていき、不動産の流通を考えながら課題を解決していくよう考えていきたい。最終的に取扱要綱等を定めたうえで、進めていかなければならないが、今の所、不動産業者等との調整をしている段階なので、イメージ図で説明します。通常であれば、空家の所有者が個々に不動産業者を見つけて取

引をしている。実際に空家の全件調査をしていないので、空家が何件有るのか正確な数は市としては押さえていないが、町内会と連携して、行っていくという事で、各町内会のご協力を頂いて、空家の現況ということで市に報告は来ている。通常は、インターネット等で市場に出ているのは、市内で30件から40件程度の物件で、調査の中でも花川北地区だけでも60件程度の空家があります。推測すると現状において、空地・空家の部分が不動産市場に全てが流れているということは、無いことが明らかなところですよ。今後、戻って住みますよ、売る気は無いという方について、売買しなさいとは進めませんが、何らかの形で処分を検討しているのであれば、地域的な課題もあることですから、行政サイドもできる協力をした中で、その流通に関して必要な取組みをしたいとのことで、今回のスキームを考えて来ました。今、現状は市内に不動産業者は30社から40社程度有りますが、ネットワークの繋がり部分は市内ベースではないです。北海道宅地建物取引業協会、全日本不動産協会など、石狩規模はないが、これらの事業者の方々と話し合いをし、具体的にこのような取組みの中で、どのような約束事を設けることで住居促進に図れるかを調整して、協力事業者のネットワークを作ろうということです。具体的に直接的な斡旋ができない部分が有るので、このようなグループを作って連携し、情報収集や情報発信をしようと思っています。今回の税情報の部分で関係が出て来るのは、所有者の情報は登記簿により確認はできるが、特に空地・空家の場合、売買が成立しない限りは、人はそのまま出て登記はそのまま放置されているケースが大半を占めている。現況を町内会から頂いても実際、今後どうするのかを聞きたいが聞くことができない。この部分について、市が行う部分で、市が不在地主にこのような事業を行う、その事業に対して、あなたの所有物件についてどのようにお考えですか、と意向確認行為をしたい。仮に、物件の処分を考えているという意向が出れば、ネットワーク等を紹介して、自ら、こちらの業者に斡旋をお願いして下さいとの働きかけをしていきたい。市として今、考えているのは、現状で市場に出ている30件から40件の物件に加え、新たに、必要な洗い出しをして一定程度まとめた情報を市のホームページ等を使って情報発信をする。あるいは、新港地区に600社程度の事業者がいるが、相当程度は札幌市から通勤している。市内に勤務地を持っている事業所等に対して、情報を提供するなどして、物件の流通の促進を図っていききたいとのことで、今回のスキームを考えました。これらに関して意向調査を行うに当たっての情報として、所有者の住所・連絡先等の確認をさせて頂きたいとの今回の趣旨と説明でございます。

【向田会長】所有者に対してネットワークの紹介をするだけですね。空家・空地所有者の情報を頂きたいということですね。

【松田参事】札幌市では、宅建協会がそのような情報を見れるという協定を結んでいるようです。石狩市としては、物件の処分の意思の有無に関係なく情報を業者に教えて営業に入るには課題があつてできない。今回の部分で行政が意思確認をする部分については必要なレベルではないだろうか。処分を希望する部分について、一定程度縛りをかけた事業者に対して、その事業者を紹介することは行っていける範疇ではないかと思います。

【向田会長】ここで想定されているネットワークは市内不動産ですか。

【松田参事】基本的に市内不動産を考えています。石狩では、宅建協会は札幌北支部となっていて、ほとんどが札幌の業者で、市内に札幌北支部に加入している業者は19社、全日本不動産協会に加入している業者は10社で、概ね30社程度とおさえております。全てが対象業者ではないが、2月の中旬にこのようなスキームを含めて説明会をし、具体的に参加できる業者について、協定を結んで話をしていきたい。

【村上委員】スキームとの事となっているが、タイムスケジュールはあるのですか。

【松田参事】3月です。2月から3・4月は、物件が動く一番の時期ですので、できれば、その時期を逸しない形で取組んでいきたいとイメージでは思っております。実際、すべてが固まってから動き出すということではないので、町内会との話合いの中で、概に1月段階で町内会からは空地・空家の物件をマーキングして頂き、その報告を受けております。その部分で市場に載っている物はそのまま、市場に載っていない物は、私共の方で先ほどの取組みをしていきたい。

【矢吹副会長】最初の二つの課題では、緊急性・生命に係る事で理解ができるが、たしかに、町づくりでは有るが、緊急性・生命に係ることがあまり無さそうなので。

【村上委員】感想ですが、15～16年前に消費者問題に携わっていた時、アパート問題で、石狩で不動産関係の宅建協会等が無い、札幌の大きな枠しか入っていない、石狩に住んでいて住まいに関して非常に解らない事が有ります。何か問題が起きた時に業界団体等があるといろいろと取組みやすいと思うが、情報を頂くのにこのようなことは、決して悪いことではないと思うが、まだ早すぎるのではないですか。もう少し地道に、今、住んでいる中で住みやすくするような条件を整えていくなどのことをしてからでも遅くはないのではないですか。もし、おこなうとしたら市の不動産業をNPOで立ち上げていっても良いのかなと思います。町づくりの面を考えるとそのようにも思うが、もう少しこの関係で行うことがあるのではないかと思います。

【植松委員】具体的争点として、異動者に通知を行う方向でと、書かれていますが、作業的にどの位の期間で考えていますか。たとえば、年に1回文書を送付し、返って来た方に関しては作業はするが、返って来ない方については作業をしない。今は考えていないが、翌年・翌々年に考え方が変わる方もいると思うので、その辺の作業の進め方についてはどうですか。

【松田参事】定期的に行わなければならないことだと思います。それが、半年等のレベルでなく、1年なり2年なり、基本的には年に1度だと思います。町内会と出てきた案件について、この方は前回、何も回答が無かったので、やめようということではなく、市として事業の周知と合わせて意向確認をしていく。次回の時に条件がかなうようであれば、その際に、その時のネットワークなり、事業者と連携していければ良いのかと思います。

【村上委員】とりあえず、意向調査を実施するためということですね。

【松田参事】意向がある方は、市の取組みと一緒に参加しておこなっていきませんかと言

う話です。そういう方々に事業を周知するすべが無いんです。

【矢吹副会長】情報はあんだけど確実な情報が欲しいということですね。意向確認と言うのも、1年に1回、不在地主に空地を売りませんかと言うのも、地主にしてみれば、煩わしいですね。

【植松委員】我家のごくそばに、このような状況の空家があるので、今日の3件の案件について、すごく具体的に考えられますが、1番気になるのが3番目で、果たしてこれで、まずくなる部分が無いのかということがすごく気になります。何かでメリットとなるようなことが無いのだろうか。

【松田参事】そのような情報を事業者を提供するという事とは話は別で、それは現実ではできない話です。行政が入らなければ、手のつけようがない。現状の登記簿のデータでは、市が当初目的としている状況にないということになります。

【矢吹副会長】石狩に土地を持ったのに、不在となったら、とたんに裏切るというようなもので、煩わしいということしか無いんだろうけど、管理が大変でしたら売りませんかと声をかけていくなら非常にうまくいくと思います。

【村上委員】市として、このような形で有りたいということで、調査をしていくのもいいんですが、1回行って後はなしのつぶてとか、方針がどのように変わっていくものか分らない。こういう仕切りの中で行っていくと、どこまでやりきれぬのか懸念はすごくします。今の現状で言えば、町の在り方として、適正に行っていくということであれば、問題は無いのかなと思います。情報の出し方で、事業者との連携等を行っていくと、個人情報としては如何なものかと思います。今まで、不動産等の関係、市民から見れば情報が遠い状況にあった。賃貸の部分でも後始末など、手が行き届かない等がありますから、事業者との連携をきちんと組織作りをするということは必要なことだと思います。

【松田参事】不動産業者の信用度が、どこが良いのか悪いのか分らない。行政もどこでも行うということでなく、縛りをかけた中で選ばれた事業者と行う。情報を発信していくことで、事業者にとっても信用度でメリットとなってくると思います。

【村上委員】今までできなかった事を、このようなことをすることで、できるのですか。

【松田参事】市はやらなかったのです。

【村上委員】意向調査を実施した後、どうこれが続くのかということが気になります。

【植松委員】③の、その他、空家解消に向け、各方面への情報提供。これは、具体的にどのようなことなのか。

【松田参事】所有者が売買等の処分意向を示して、不動産業者と仲介契約した後の情報を、インターネット・市のホームページ等に掲載、また、新港地域に地理情報を含めた形で情報提供をしていきたいということです。

【矢吹委員】個人情報の観点から言えば文書連絡の部分だけだと思います。町づくりの観点から空地をどうなさるんだろうかと意思確認をするのは良いと思います。このような町づくりをしたいので、空地管理をして頂きたい、それができない場合、このような方法も

有りますよというのが、今回の議論だと思います。ネットワークと業者を紹介等をする。行政としてトラブルに巻き込まれないかと不安はあります。

【向田会長】ご意見ありがとうございました。この諮問につきましては、税務課資料の目的外使用について、問題はないということでまとめたいと思います。（答申書朗読）
それでは、答申します。

平成19年1月31日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年1月31日付石市生第233号をもって諮問のありました、「地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用」について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

附帯意見として、要綱の目的や趣旨に則り慎重に運用すること。

平成19年1月31日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年1月31日付石土木第90号をもって諮問のありました、「不在地主等との連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用」について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成19年1月31日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年1月31日付石地活第56号をもって諮問のありました、「空家・空地解消に係る不在地主等への意向調査に伴う税務課資料の目的外利用」について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

附帯意見として、くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【向田会長】その他について事務局から何かありますか。

【椿原参事】次回、審査会開催予定については、5月頃と予定しております。案件については、報告事項として、18年度情報公開制度開示請求の実績報告を予定しております。審議事項としては、未定でございます。

【向田会長】以上で第2回目の審査会を終了いたします。今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印